

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（２０００年６月１６日施行）第７条第１項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

- １．修正年月日：２０２０年３月２７日
- ２．主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第１章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第２章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<p>○発送電分離（分社化）に伴う連絡経路の変更</p> <p><別表></p> <p>○発送電分離（分社化）に伴う連絡経路の変更</p> <p>○大飯１、２号機廃止措置を踏まえた見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯１、２号機廃止措置計画認可に伴い、シビアアクシデント対策等に関する資機材等を見直しする。 ・大飯１、２号機のEAL判断項目を見直しする。 <p>○緊急時対策支援システム（ERSS）*伝送パラメータ項目の見直し</p> <p><別図></p> <p>○大飯１、２号機廃止措置を踏まえた見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯１、２号機廃止措置計画認可に伴い、シビアアクシデント対策等に関する資機材を見直しする。 <p><様式></p> <p>○原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う各種届出様式等の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴い各種届出様式等を見直しする。
第３章 緊急事態 応急対策 の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<p><様式></p> <p>○原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う各種届出様式等の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴い特定事象発生通報様式等を見直しする。
第４章 原子力災害中長期対策の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第５章 その他	他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	<p><別表></p> <p>○他事業者からの派遣要員数、貸与資機材等を追記</p>

*緊急時対策支援システム（ERSS：Emergency Response Support System）

原子力施設から常時伝送されるプラントパラメータ情報を受け、原子力施設の状況を把握するための国のシステム。

以 上